

健康保険証の新規発行終了について②

令和6年12月2日以降現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証(マイナンバーカードの保険証登録)への移行が開始されることになります。今後の対応については下記の通りとなりますので、被保険者はもちろんのこと被扶養者の方にもご周知いただくようお願いいたします。

記

1. 今後のスケジュール

令和6年	10月	「資格情報のお知らせ」(資格情報通知書)を交付
	12月	12月2日保険証発行終了。お手持ちの保険証は経過措置によりあと1年有効 ※以降の新規加入者は、健保でオンライン登録を行いマイナ保険証を利用いただくことになります。マイナ保険証を利用できない方には「資格確認書」を発行します。
↓		
令和7年	12月	12月2日経過措置終了。お手持ちの保険証は無効 <返却は不要> ※マイナ保険証を利用できない方には「資格確認書」を発行します。

2. 「資格情報のお知らせ」(資格情報通知書)について

- ・マイナ保険証はオンラインで資格確認を行いますので、正確な情報の登録が必須となります。健保で登録している資格情報とマイナンバー下4桁をお知らせしますので、誤りがないか確認して下さい。万一誤りがある場合は、速やかに健保組合まで連絡をお願いします。
- ・次に、様式の右下の記号・番号が記載されたカードを切り取り、携帯または保管してください。医療機関のカードリーダーの不具合等でマイナ保険証の利用が出来ない場合、マイナンバーカードと一緒に呈示することにより、保険を使った医療を受診することができます。ただし、このカードだけで保険証の代わりにはなりませんのでご注意ください。
- また、スマホのマイナポータルでご自身の資格情報(記号番号)を確認することも出来ます。
- ・「資格情報のお知らせ」の交付はおひとり1回限りとなります。大切にお取り扱いください。

3. 「資格確認書」について

- ・やむを得ない理由でマイナ保険証を利用できない方に、保険証の代わりとして発行いたします。やむを得ない理由とは、以下の場合に限ります。
 - ◆マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
 - ◆マイナンバーカードに保険証登録を行っていない者、利用登録を解除した者
 - ◆マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- ・「資格確認書」の様式は紙のはがき型で、有効期限が設けられています。有効期限内にできるだけマイナ保険証を利用できるようにしていただきます。

以 上

紀陽銀行健康保険組合
 本店内線 80-200-2644～2648
 ダイヤルイン 073-426-7138

事業所 01 02
株式会社紀陽銀行

所属

記号番号 13
氏名
W8-2#00000

紀陽銀行健康保険組合
保険者番号：06300164
〒640-8033
和歌山市本町1丁目35番地
電話番号 073-426-7138

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年10月12日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	13	番号		枝番	00
氏名					
フリガナ					
資格取得年月日					
保険者名	紀陽銀行健康保険組合				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次の通りですのでご確認ください（12桁のうち下4桁のみ表示）。

万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、ご加入の健康保険組合までご連絡ください。

資格情報のお知らせ

令和6年10月12日発行
紀陽銀行健康保険組合
保険者番号：06300164

記号 13 番号 （枝番） 00
氏 名

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

↑ここを下に折り曲げてはがしてください。

上のカードをはがしてご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）